

事 務 連 絡
平成 2 9 年 9 月 5 日

各都道府県教育委員会都道府県立学校担当課長
各都道府県教育委員会市区町村立学校担当課長 殿
各都道府県知事部局学校法人担当課長

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長 淵上 孝

平成 2 9 年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）の
事業実施計画の追加募集について（照会）

平素より学習指導要領の円滑な実施に御尽力いただきありがとうございます。

さて、標記補助金については、平成 2 9 年 8 月 2 8 日付 2 9 文科初第 7 8 9 号により追加分の補助金交付内定を行ったところですが、引き続き補助することが可能であることから、この度、事業実施計画の更なる追加募集を行うこととしました。つきましては、必要となる設備の整備や老朽化した設備の更新など、域内又は所轄の学校における当該補助金の活用について御検討いただき、設備整備の御希望がございましたら、下記により、追加分の事業実施計画を御提出願います。

現行学習指導要領のポイントである観察・実験を重視した理科教育を実現する環境整備の機会として、ぜひ積極的な活用をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、管内の市区町村及び学校法人へ周知いただきますよう、よろしく願います。

記

1. 提出書類

- (1) 別紙 平成29年度理科教育設備整備費等補助金【設備整備・第三次募集用】事業実施計画一覧
- (2) 別表 平成29年度理科教育設備整備費等補助金【設備整備・第三次募集用】補助事業者一覧

- ※ 公立学校分、私立学校分に分けて、それぞれ御提出下さい。
- ※ 都道府県立・市区町村立学校は、公立学校分として取りまとめて作成してください。
- ※ 公立大学法人分は、公立学校分とは別に作成してください。
- ※ 様式は変更せず、また、必ず今回提供する様式を使用してください。
- ※ 計画に計上するのは今回新たに追加分として整備する額とし、既に交付決定もしくは内定を行っている額は含めないで下さい。

2. 提出方法

Eメールにて、エクセルファイルを御提出ください。（郵送不要）

送付先アドレス : kyozai@mext.go.jp

3. 事業実施計画の提出期日

各月20日 締切（20日が土日祝日の場合は翌開庁日）

※ 今年度の予算額に達するまで随時計画を受け付け、各月20日時点で集計、内定を行います。交付額・内定額の合計が予算額に達した時点で募集を終了いたします。（その際は、別途連絡いたします。）

※ 事業実施計画をもとに内定を行います。内定後に交付申請書を提出してください。

4. 交付申請スケジュール（予定）

各月16日（16日が土日祝日の場合は翌開庁日）までに提出された交付申請書を審査の上、翌月16日頃に交付決定を行います。申請書は各月16日必着としますので、各地の郵便事情等も考慮の上、準備をお願いします。

締切日以降に届いた申請書類については、次の回の申請として扱うこととします。

5. 補助対象について

(1) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）並びに特別支援学校の小学部については取得価格が1組1万円未満の設備、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）並びに特別支援学校の中学部については取得価格が1組2万円未満の設備、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）並びに特別支援学校の高等部については取得価格が1組4万円未満の設備は、補助対象に含まないものとします。

(2) 補助対象となる経費は、原則、交付決定以後のものに限られるので、整備に当たっては十分注意してください。

(3) その他、補助対象学校や補助対象経費についての規定は、平成29年2月17日付け事務連絡と同様とします。

※ 理科教育設備整備費等補助金の制度について

以下のURLに交付要綱等を掲載しております。ご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/rikasansuu/

※ これまで計画を提出されていない（今年度の整備額が「0」の）都道府県・市区町村・学校法人・公立大学法人については、現行学習指導要領の実施に必要な設備が整備されているかどうか、今一度御確認願います。

※ 既に交付決定または内定を受けている都道府県・市区町村・学校法人が、新たに追加の計画を提出することも可能です。

【 担当 】

執行関連 文部科学省初等中等教育局教育課程課 庶務・助成係 菅、佐藤

制度関連 文部科学省初等中等教育局教育課程課 教育課程第二係 荻野、吉田

電話：03-5253-4111（内線①：2425、②：2613）

Eメール：kyozai@mext.go.jp

当該補助金の申請及び設備のご購入にあたり、補助対象となるかや補助制度等について
疑問や不明な点、確認したい事項等がございましたら、遠慮なく上記担当までお問い合わせ
願います。